(厚生労働委員会)

駐 留 軍 関 係 離 職者等臨時措置法及び国 |際協定の締結等に伴う漁業離職 者に関する臨 時 措 置 法 の

一部を改正する法律案 (閣法第二一号) (衆議院送付) 要旨

本 法 律 案は、 駐 留 軍 関 係 離 職 者 及 び 漁業 離 職 者 の 発生が今後も予想されることから、 そ れ らの 治に対 する

各 種 給 付 金 の 支給及 び 職 業訓 練 の 実 施 等 の 措置 を 引 き続 き講ずることができるようにするも の で あ <u>(ו</u> その

主な内容は次のとおりである。

駐 留 軍 関 係 離 職 者 等 臨 時 措 置 法 の 一 部 改 正

駐 留 軍 関 係 離 職 者 等 臨 時 措 置 法 の 有 効 期 限 (平成二十年五月十六日まで) を五年延長し、 平成二十五年

五月十六日までとする。

<u>_</u> 玉 際 協 定 の 締 結等に伴う漁業 離 職 者に 関 する 臨 時 措 置 法 の 部 改 正

玉 際 協 定 の 締結等に伴う漁業離 職者に 関する臨 時 措置 法 の 有 効期限 (平成二十年六月三十日まで)を五

年延長し、平成二十五年六月三十日までとする。

三、施行期日